

公立大学法人会津大学の研究成果等を活用したベンチャーへの称号の授与について

(目的)

第1 公立大学法人会津大学（以下「本学」という。）の研究成果または資源等を活用して起業したベンチャーに対して、称号を授与することにより、もって一層のベンチャー支援に資する。

(称号)

第2 本学がベンチャー企業に授与する称号は、「会津大学発ベンチャー」とする。

(申請資格)

第3 称号は、次のいずれかに該当する場合に申請することができる。

ただし、会津大学として称号を授与するにふさわしい事業内容であり、社会規範に反しないものに限る。

- a 本学又は本学の教員が所有する特許をもとに起業した場合（特許技術活用型）
- b 本学で達成された研究成果又は習得した技術をもとに起業した場合（研究成果活用型）
- c 本学の教職員や学生（学部生、院生を問わない。また在籍中であるかどうかは問わない）等がベンチャーの設立者となったり、その設立に深く関与して起業した場合（人材移転型）

2 前項のほか、以下のような大学の資源を事業に活用した場合も申請することができる。

- d 本学で学んだ内容をもとに創業した場合
- e 本学でベンチャービジネス論等を学んで起業を決意した場合
- f 県内に設立してから5年程度以内に本学と共同研究等を行った場合
- g その他学長が認めた場合

(申請)

第4 称号を受けようとする者は、申請書（様式1）に必要事項を記入し必要書類を添付の上、会津大学長まで提出するものとする。

(選考)

第5 学長は、第4の申請があった場合は、称号授与の可否を決定し、当該申請者へ通知するものとする。

(称号記の授与等)

第6 学長は、称号を授与することを決定したときは、称号記（様式2）を申請者へ授与する。

2 本学は、前項の称号を授与したことにより法的責任を負うものではない。

(称号授与の取消し)

第7 称号を授与された者が社会的信用を失墜する行為や公序良俗に反する行為を行った場合、その他称号を保持させるに値しないと学長が判断した場合には、称号の授与を取消し、称号記を返還させる。

(本学からの支援)

第8 学長は、称号を受けた者にベンチャー支援にかかる様々な情報を提供するとともに、学内外の様々なイベントやセミナー等を通じて、広く称号を授与したベンチャー企業である旨をPRする。

(雑則)

第9 この定めに定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附則

この定めは、平成24年4月1日から適用・施行する。